

様式1

事業報告書

(自 令和 3年 4月 1日 至 令和 4年 3月 31日)

1 医療法人の概要

(1) 名称	社会医療法人 玄州会
--------	------------

① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)

② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人

出資額限度法人 その他

③ 基金制度採用 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目(③は社団のみ。)について、該当する欄の を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地	長崎県壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦15番地3
-------------	--------------------

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日	昭和 58年 10月 24日
-------------	----------------

(4) 設立登記年月日	昭和 58年 10月 29日
-------------	----------------

(5) 役員

	氏 名	備 考
理事長	光武 新人	光武内科循環器科病院開設者
理 事	光武 良晃	光武内科循環器科病院 副院長
同	空閑 毅	光武内科循環器科病院管理者
同	福島 洋	介護老人保健施設「光風」管理者 光風・ふくしまクリニック管理者
同	武原 光志	光の苑 施設長
同	江田 邦夫	壱岐医師会長
同	大田黒 滋	光武内科循環器科病院 副院長
同	松尾 武史	光武内科循環器科病院 事務長
監 事	長 英一郎	東日本税理士法人 所長
同	菊池 裕	正和なみき病院 顧問

注) 1 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者であることを記載すること。(医療法第47条第1項参照)

3 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第49条の4参照)

2 事業の概要

(1) 本来業務(開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
病院	光武内科循環器科病院	壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦15-3	一般病床 40 床 療養病床 48 床 〔医療保険 48 床〕 〔介護保険 0 床〕 精神病床 0 床 感染症病床 0 床 結核病床 0 床
診療所	光風・ふくしまクリニック	壱岐市郷ノ浦町東触字平1006-1	一般病床 0 床 療養病床 0 床 〔医療保険 0 床〕 〔介護保険 0 床〕
介護老人保健施設	介護老人保健施設「光風」	壱岐市郷ノ浦町東触字平1006-1	入所定員 80 名 通所定員 80 名

- 注) 1 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
- 2 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。
- 3 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務(医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実施場所	備考
老人訪問看護ステーション 「ひかり訪問看護ステーション」	壱岐市郷ノ浦町永田触275-2	
痴呆対応型共同生活介護事業所 「グループホーム みのり」	壱岐市郷ノ浦町東触字平1010-1	定員9名
訪問介護事業所 「ホームヘルパーステーション リバティ」	壱岐市郷ノ浦町永田触275-2	
通所介護事業所 「デイサービスセンター 光風」	壱岐市郷ノ浦町東触字平1005	定員25名
通所介護事業所 「パワーリハビリテーションセンター 光風」	壱岐市郷ノ浦町東触1012-1	定員45名
通所介護事業所 「デイサービスセンター リバティ」	壱岐市郷ノ浦町永田触275-4	定員40名
居宅介護支援事業所 「居宅介護支援センター」	壱岐市郷ノ浦町永田触275-2	

サービス付き高齢者向け住宅 「リパティハウス」	吉岐市郷ノ浦町永田触275-4	定員20室
----------------------------	-----------------	-------

注) 1 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務(社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務)

種 類	実 施 場 所	備 考
該当なし		

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 3 年 6 月 29 日	令和2年度決算の決定
令和 4 年 3 月 26 日	令和4年度の事業計画、収支予算の決定

注) 以下については、病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に開設(許可を含む)した主要な施設

該当なし

(6) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

該当なし

(7) その他

該当なし

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する(任意)

様式第一号

法人名 社会医療法人 玄 州 会

※医療法人整理番号

所在地 長崎県壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦15番地3

貸 借 対 照 表

(令和 4年 3月 31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	1,092,464	I 流動負債	247,815
現金及び預金	722,109	買掛金	45,430
事業未収金	356,512	一年以内返済長期借入金	49,656
たな卸資産	13,897	未払金	79,196
前払費用	824	未払法人税等	71
その他の流動資産	1,269	未払消費税等	4,639
貸倒引当金	△ 2,146	預り金	9,168
		賞与引当金	49,087
		リース債務	10,567
II 固定資産	862,198		
1 有形固定資産	854,348	II 固定負債	845,206
建物	542,918	長期借入金	555,992
構築物	4,292	退職給付引当金	246,255
医療用器械備品	2,376	長期リース債務	31,702
その他の器械備品	21,845	長期未払金	11,255
車両及び船舶	0		
リース資産	42,270	負債合計	1,093,021
土地	240,646		
2 無形固定資産	5,705	純資産の部	
借地権	1,971	科 目	金 額
ソフトウェア	2,057	I 積立金	861,640
その他の無形固定資産	1,676	設立等積立金	1,158,634
3 その他の資産	2,143	繰越利益積立金	△ 296,992
その他の固定資産	2,143	純資産合計	861,640
資産合計	1,954,662	負債・純資産合計	1,954,662

様式第二号

法人名 社会医療法人 玄 州 会

※医療法人整理番号

所在地 長崎県壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦15番地3

損 益 計 算 書

(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		1,854,795
2 事業費用		
(1)事業費	1,814,324	
(2)本部費	32,514	
本来業務事業利益		7,957
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		433,952
2 事業費用		458,350
附帯業務事業損失		24,397
事業損失		16,441
II 事業外収益		
受取利息	29	29
III 事業外費用		
支払利息	1,347	1,347
経常損失		17,759
IV 特別利益		
-		-
V 特別損失		
固定資産除却損	0	0
税引前当期純損失		17,759
法人税・住民税及び事業税	71	71
当期純損失		17,830

法人名 社会医療法人 玄 州 会

※医療法人整理番号

所在地 長崎県壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦15番地3

財 産 目 録

(令和 4年 3月 31日現在)

1. 資 産 額	1,954,662 千円
2. 負 債 額	1,093,021 千円
3. 純 資 産 額	861,640 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	1,092,464
B 固 定 資 産	862,198
C 資 産 合 計 (A+B)	1,954,662
D 負 債 合 計	1,093,021
E 純 資 産 (C-D)	861,640

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
 建 物 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

監 事 監 査 報 告 書

社会医療法人玄州会
理事長 光武新人 殿

私たちは、社会医療法人玄州会の令和元年会計年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和4年 6月22日
社会医療法人 玄州会
監事 長 英一郎
監事 菊池 裕

(注1) 監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

(注2) 社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。

別 表

医療法第42条の2第1項第4号の要件に該当する旨を説明する書類

社会医療法人 玄州会

申請者名 理事長 光武 新人

住所： 長崎県壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦15番地3

以下のとおり相違ありません。

1 開設する全ての病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院

名 称	所 在 地	救急医療等確保事業の別
光武内科循環器科病院	長崎県壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦15番地3	へき地医療
光風・ふくしま クリニック	長崎県壱岐市郷ノ浦町東触字平1006番地1	

2 隣接市町村（注）に開設する全ての診療所、介護老人保健施設及び介護医療院

名 称	所 在 地	救急医療等確保事業の別

（注）隣接市町村とは、当該医療法人の開設する病院の所在地を含む二次医療圏に隣接した市町村（当該病院の所在地の都道府県以外の都道府県の市町村であり、特別区を含む。）のこと。

（記載上の注意事項）

- 医療法第42条の2第1項第5号の基準に適合するか否かに係わらず開設する病院、診療所（指定管理者として管理する病院又は診療所を含む。）、介護老人保健施設及び介護医療院を全て記載すること。
- 「救急医療等確保事業の別」欄に記載する内容は、申請書（別添2-1）又は決算届（別添2-2）に記載した内容と一致していること。

添付書類 3-2 (へき地医療)

医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類

社会医療法人 玄州会
申請者名 理事長 光武 新人
住所： 長崎県壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦15番地3

以下のとおり相違ありません。

病院名	光武内科循環器科病院
病院の所在地	長崎県壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦15番地3
管轄保健所名	壱岐保健所

[へき地に対する巡回診療の延べ診療日数]

地区名 (診療場所)	診療日数	診療医師数	延べ診療日数
大島 (三島診療所)	55 日間	1 人	55 人日
	日間	人	人日
	日間	人	人日
	日間	人	人日
	日間	人	人日
合計	55 日間	1 人	55 人日

(記載上の注意事項)

- 直前に終了した会計年度におけるへき地に対する巡回診療の延べ診療日数を記載すること。
- 地区名欄に地区名及び診療場所 (〇〇公民館等) を () 書で記載すること。
- 当該病院の所在地の都道府県において行っている巡回診療について記載すること。

添付資料

- 巡回診療明細表
- へき地に対する巡回診療の延べ診療日数を証明する書類 (事業計画書等)

巡回診療明細書

診療日又は診療期間	診療日数	巡回先 (診療場所)	診療 医師数	延べ 診療日数	受診可能 診療科目	受診延 患者数
令和3年 4月 1日	1日間	大島 (三島診療所)	1人	1人日	内科 循環器内科	7人
令和3年 4月 8日	1日間	大島 (三島診療所)	1人	1人日	内科 循環器内科	12人
令和3年 4月15日	1日間	大島 (三島診療所)	1人	1人日	内科 循環器内科	9人
令和3年 4月22日	1日間	大島 (三島診療所)	1人	1人日	内科 循環器内科	12人
令和3年 5月 6日	1日間	大島 (三島診療所)	1人	1人日	内科 循環器内科	14人
令和3年 5月13日	1日間	大島 (三島診療所)	1人	1人日	内科 循環器内科	11人
令和3年 5月20日	1日間	大島 (三島診療所)	1人	1人日	内科 循環器内科	5人
令和3年 5月27日	1日間	大島 (三島診療所)	1人	1人日	内科 循環器内科	7人
令和3年 6月 3日	1日間	大島 (三島診療所)	1人	1人日	内科 循環器内科	10人
令和3年 6月10日	1日間	大島 (三島診療所)	1人	1人日	内科 循環器内科	11人
令和3年 6月17日	1日間	大島 (三島診療所)	1人	1人日	内科 循環器内科	10人
令和3年 6月18日	1日間	大島 (三島診療所)	1人	1人日	内科 循環器内科	1人
令和3年 6月24日	1日間	大島 (三島診療所)	1人	1人日	内科 循環器内科	2人
令和3年 7月 1日	1日間	大島 (三島診療所)	1人	1人日	内科 循環器内科	9人
令和3年 7月 8日	1日間	大島 (三島診療所)	1人	1人日	内科 循環器内科	14人
令和3年 7月15日	1日間	大島 (三島診療所)	1人	1人日	内科 循環器内科	12人
令和3年 7月16日	1日間	大島 (三島診療所)	1人	1人日	内科 循環器内科	1人
令和3年 7月29日	1日間	大島 (三島診療所)	1人	1人日	内科 循環器内科	8人
令和3年 8月 5日	1日間	大島 (三島診療所)	1人	1人日	内科 循環器内科	11人

診療日又は診療期間	診療日数	巡回先 (診療場所)	診療 医師数	延べ 診療日数	受診可能 診療科目	受診延 患者数
令和3年 8月12日	1日間	大島 (三島診療所)	1人	1人日	内科 循環器内科	6人
令和3年 8月19日	1日間	大島 (三島診療所)	1人	1人日	内科 循環器内科	3人
令和3年 8月26日	1日間	大島 (三島診療所)	1人	1人日	内科 循環器内科	12人
令和3年 9月 2日	1日間	大島 (三島診療所)	1人	1人日	内科 循環器内科	6人
令和3年 9月 9日	1日間	大島 (三島診療所)	1人	1人日	内科 循環器内科	15人
令和3年 9月16日	1日間	大島 (三島診療所)	1人	1人日	内科 循環器内科	7人
令和3年 9月30日	1日間	大島 (三島診療所)	1人	1人日	内科 循環器内科	12人
令和3年10月 7日	1日間	大島 (三島診療所)	1人	1人日	内科 循環器内科	11人
令和3年10月14日	1日間	大島 (三島診療所)	1人	1人日	内科 循環器内科	12人
令和3年10月15日	1日間	大島 (三島診療所)	1人	1人日	内科 循環器内科	2人
令和3年10月21日	1日間	大島 (三島診療所)	1人	1人日	内科 循環器内科	6人
令和3年10月28日	1日間	大島 (三島診療所)	1人	1人日	内科 循環器内科	11人
令和3年11月 4日	1日間	大島 (三島診療所)	1人	1人日	内科 循環器内科	8人
令和3年11月11日	1日間	大島 (三島診療所)	1人	1人日	内科 循環器内科	18人
令和3年11月18日	1日間	大島 (三島診療所)	1人	1人日	内科 循環器内科	10人
令和3年11月19日	1日間	大島 (三島診療所)	1人	1人日	内科 循環器内科	8人
令和3年11月25日	1日間	大島 (三島診療所)	1人	1人日	内科 循環器内科	16人
令和3年12月 2日	1日間	大島 (三島診療所)	1人	1人日	内科 循環器内科	10人
令和3年12月 9日	1日間	大島 (三島診療所)	1人	1人日	内科 循環器内科	11人

診療日又は診療期間	診療日数	巡回先 (診療場所)	診療 医師数	延べ 診療日数	受診可能 診療科目	受診延 患者数
令和3年12月16日	1日間	大島(三島診療所)	1人	1人日	内科 循環器内科	8人
令和3年12月17日	1日間	大島(三島診療所)	1人	1人日	内科 循環器内科	1人
令和3年12月23日	1日間	大島(三島診療所)	1人	1人日	内科 循環器内科	9人
令和4年1月6日	1日間	大島(三島診療所)	1人	1人日	内科 循環器内科	11人
令和4年1月13日	1日間	大島(三島診療所)	1人	1人日	内科 循環器内科	12人
令和4年1月20日	1日間	大島(三島診療所)	1人	1人日	内科 循環器内科	12人
令和4年1月27日	1日間	大島(三島診療所)	1人	1人日	内科 循環器内科	5人
令和4年2月3日	1日間	大島(三島診療所)	1人	1人日	内科 循環器内科	7人
令和4年2月10日	1日間	大島(三島診療所)	1人	1人日	内科 循環器内科	10人
令和4年2月17日	1日間	大島(三島診療所)	1人	1人日	内科 循環器内科	10人
令和4年2月18日	1日間	大島(三島診療所)	1人	1人日	内科 循環器内科	5人
令和4年2月24日	1日間	大島(三島診療所)	1人	1人日	内科 循環器内科	8人
令和4年3月3日	1日間	大島(三島診療所)	1人	1人日	内科 循環器内科	12人
令和4年3月10日	1日間	大島(三島診療所)	1人	1人日	内科 循環器内科	6人
令和4年3月17日	1日間	大島(三島診療所)	1人	1人日	内科 循環器内科	6人
令和4年3月24日	1日間	大島(三島診療所)	1人	1人日	内科 循環器内科	11人
令和4年3月31日	1日間	大島(三島診療所)	1人	1人日	内科 循環器内科	11人
合計	—	—	—	55人日	—	—

(記載上の注意事項)

- 派遣日は「平成〇年〇月〇日」、診療期間は「平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日」と記載すること。
- 受診可能診療科目は巡回診療に従事した医師が実際に診療できる科目を全て記載すること。

巡回診療届

3年 4月 1日

長崎県知事 中村 法道 様

住所 〒811-5135
長崎県壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦15-3
TEL 0920-47-0023

開設者 (法人であるときは、主たる事務所の所在地)

(フリガナ)シャカイイリョウホウジンゲンシュウカイリジチョウミツタケア

氏名 社会医療法人 玄州会 理事長 光武新人

(法人であるときは、名称及び代表者の氏名)

下記のとおり巡回診療を行いますので届け出ます。

記

1 名称	光武内科循環器科病院		
2 開設場所	長崎県壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦15-3		
3 管理者氏名	院長 空閑 毅		
4 実施の目的	二次離島における医療の確保のため		
5 診療報酬の徴収方法	保険診療		
6 移動健診施設	利用 <input checked="" type="checkbox"/> 無 ・ 有 ()		
7 実施計画			
実施予定日	診療場所 (住所)	従事する医師	診療科目
令和3年4月1日～ 令和4年3月31日 *毎週木曜日9:00 ～12:00	長崎県壱岐市郷ノ浦町大島 554番地2 壱岐市三島診療 所	光武新人	内科・循環器内科

- * 実施計画は診療場所ごとに従事する医師、診療科目を記入すること。
- * 診療場所には、住所・会場・フロア階数まで記載すること。
- * 従事する医師については、診療場所ごとの実施責任医師がわかるよう氏名の前に「○」記載すること。
- * 移動健診施設を利用する場合は、当該計画期間内に利用する健診車(船)の種類・台数を記載すること。
- * 医師が従事せずに診療放射線技師のみで健診を行う場合は、「従事する医師」の欄に () 書きで診療放射線技師の氏名を記載すること (診療放射線技師法第2条第2項：胸部撮影の場合)。

(様式7(3))

巡回診療届

令和3年10月 / 日

長崎県知事 中村 法道 様

住 所 〒811-5135
長崎県壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦15-3
TEL 0920-47-0023

開 設 者 (法人であるときは、主たる事務所の所在地)

(フリガナ) シャカイイリョウホウジンゲンシユウカイリジチョウミツタケアラヒト

氏 名 社会医療法人玄州会理事長光武新人

(法人であるときは、名称及び代表者の氏名)

下記のとおり巡回診療を行いますので届け出ます。

記

1 名 称	光武内科循環器科病院		
2 医療機関所在地	長崎県壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦15-3		
3 管理者氏名	院長 空閑毅		
4 実施の目的	二次離島における医療提供の為		
5 費用の徴収方法等	巡回健診 (健康診断費用の徴収方法 保険診療) 巡回診療 (診療報酬費用の徴収方法 保険診療)		
6 移動健診施設	利用 無 ・ 有 ()		
7 実施計画			
実施予定日	実施場所	従事する医師	当該診療の内容 又は 健診項目
令和3年10月7日~令和4年3月31日 毎週木曜日9:00~12:00	長崎県壱岐市郷ノ浦町大島554-2 壱岐市三島診療所	光武新人	内科・循環器内科・特定健診

- * 実施計画は巡回健診・巡回診療の予定日ごとに記入すること。
- * 実施場所には、巡回診療又は巡回健診を行う住所並びに会場となるフロアの階数まで記載すること。
- * 従事する医師は、場所ごとに実施責任医師の氏名の前に「○」を記載すること。また、巡回診療を行う場合に限っては氏名の後ろに () 書きで診療科名を記入すること。
- * 移動施設を利用する場合は、当該計画期間内に利用する車(船)の種類・台数を記載すること。
- * 医師が従事せず、診療放射線技師のみで健診を行う場合は、「従事する医師」の欄に () 書きで診療放射線技師の氏名を記載すること (診療放射線技師法第2条第2項:胸部撮影の場合)。

令和3年4月1日

巡回診療計画

1. 目的：へき地の住民の健康増進に貢献する
2. 日時：毎週木曜日 9時00分～12時00分
3. 場所：三島診療所
4. 診療：内科・循環器内科
医師：光武新人 不在時は光武孝倫他
看護師：末永みほ子
事務：山川哲矢

*月に1～2回研修医及び医学生・看護学生の実習を受け入れ
へき地医療の指導研修を実施する。

*6月から2月の第3金曜日は特定健診強化月間として
巡回診療を実施する。

*緊急時はチャーター船で救急搬送を実施する。

*処方については翌日に、調剤薬局の薬剤師が自宅へ届ける。

*訪問診療も対応可能。

令和3年度巡回診療年間スケジュール表

訪問回数	巡回予定日	曜日	時間	巡回担当医師	備考
1	4月1日	木	9時～12時	光武新人	
2	4月8日	木	9時～12時	光武新人	
3	4月15日	木	9時～12時	光武新人	
4	4月22日	木	9時～12時	光武新人	
5	5月6日	木	9時～12時	光武新人	
6	5月13日	木	9時～12時	光武新人	
7	5月20日	木	9時～12時	光武新人	
8	5月27日	木	9時～12時	光武新人	
9	6月3日	木	9時～12時	光武新人	
10	6月10日	木	9時～12時	光武新人	
11	6月17日	木	9時～12時	光武新人	
12	6月18日	金	9時～12時	光武新人	特定健診
13	6月24日	木	9時～12時	光武新人	
14	7月1日	木	9時～12時	光武新人	
15	7月8日	木	9時～12時	光武新人	
16	7月15日	木	9時～12時	光武新人	
17	7月16日	金	9時～12時	光武新人	特定健診
18	7月29日	木	9時～12時	光武新人	
19	8月5日	木	9時～12時	光武新人	
20	8月12日	木	9時～12時	光武新人	
21	8月19日	木	9時～12時	光武新人	
22	8月20日	金	9時～12時	光武新人	特定健診
23	8月26日	木	9時～12時	光武新人	
24	9月2日	木	9時～12時	光武新人	
25	9月9日	木	9時～12時	光武新人	
26	9月16日	木	9時～12時	光武新人	
27	9月17日	金	9時～12時	光武新人	特定健診
28	9月30日	木	9時～12時	光武新人	
29	10月7日	木	9時～12時	光武新人	
30	10月14日	木	9時～12時	光武新人	
31	10月15日	金	9時～12時	光武新人	特定健診
32	10月21日	木	9時～12時	光武新人	

33	10月28日	木	9時～12時	光武新人	
34	11月4日	木	9時～12時	光武新人	
35	11月11日	木	9時～12時	光武新人	
36	11月18日	木	9時～12時	光武新人	
37	11月19日	金	9時～12時	光武新人	特定健診
38	11月25日	木	9時～12時	光武新人	
39	12月2日	木	9時～12時	光武新人	
40	12月9日	木	9時～12時	光武新人	
41	12月16日	木	9時～12時	光武新人	
42	12月17日	金	9時～12時	光武新人	特定健診
43	12月23日	木	9時～12時	光武新人	
44	1月6日	木	9時～12時	光武新人	
45	1月13日	木	9時～12時	光武新人	
46	1月20日	木	9時～12時	光武新人	
47	1月21日	金	9時～12時	光武新人	特定健診
48	1月27日	木	9時～12時	光武新人	
49	2月3日	木	9時～12時	光武新人	
50	2月10日	木	9時～12時	光武新人	
51	2月17日	木	9時～12時	光武新人	
52	2月18日	金	9時～12時	光武新人	特定健診
53	2月24日	木	9時～12時	光武新人	
54	3月3日	木	9時～12時	光武新人	
55	3月10日	木	9時～12時	光武新人	
56	3月17日	木	9時～12時	光武新人	
57	3月24日	木	9時～12時	光武新人	
58	3月31日	木	9時～12時	光武新人	

役員報酬規程

社会医療法人玄州会

(目的)

第1条 本規程は、社会医療法人玄州会の役員である理事および監事の報酬の支給について必要な事項を定め、また、理事・監事の理事会出席用務に係る日当・交通費の支給基準を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本規程における役員報酬とは、当法人が役員に対し、役員としての業務の対価として支給するものをいう。

(報酬の種類)

第3条 役員報酬は、原則として、基本報酬、役職手当および特別手当とする。

2 報酬は、3,600万円(年額)を限度とする。

3 役職手当は、職員給与規程に定める職員の役職手当の支給基準に準じて支給する。

4 特別手当は、役員の勤務形態、職務実績、勤続年数等を勘案し、理事長が別に定める。

5 使用人兼務役員の報酬は、その兼務の状況によって役員報酬と職員給与に区分して支給する。

ただし、特に区分の必要がないと認められるときは、役員報酬一本で支給することができる。

(日当及び交通費の支給)

第4条 理事・監事の理事会・社員総会への出席に係る日当については5万円を限度として支給し、交通費については出張旅費規定に定める額とする。

(通勤費の取扱い)

第5条 役員の通勤費は、その通勤の実態に応じて、職員の通勤手当の支給基準に準じて支給する。

(報酬からの控除)

第6条 報酬から控除されるものは、原則として所得税その他法令等により徴収すべき金額とする。

(支給方法)

第7条 報酬は、毎月25日に支給する。但し、その日が休日又は土曜日に当たる場合は、順次繰り上げて支給する。

(協議事項)

第8条 本規程に定めのない事項については、理事会において協議し、決定するものとする。

(就任又は退任した場合の報酬)

第9条 新たに役員に就任した時は、その日から報酬を支給する。

- 2 役員が退任した時は、その日まで報酬を支給する。
- 3 役員が死亡した時は、その死亡の日の属する月の報酬の全額を支給する。

(非常勤役員に対する報酬)

第10条 非常勤役員に対する報酬については、支給しないものとする。

(書類付表1)

理事、監事、社員及び評議員に関する明細表

区 分	氏 名	親族等の関係	職 業	法人格の有無
理事長・社員	光武 新人		社会医療法人玄州会理事長	①有 ・ 無
			社会福祉法人光風会評議員	①有 ・ 無
			光武内科循環器科病院医師	①有 ・ 無
理事・社員	空閑 毅		光武内科循環器科病院院長	①有 ・ 無
社員	光武 孝倫	理事長の長男	光武内科循環器科病院医師	①有 ・ 無
			寺尾病院非常勤医師	①有 ・ 無
理事	光武 良晃	理事長の二男	光武内科循環器科病院副院長	①有 ・ 無
理事・社員	武原 光志		介護老人保健施設光風施設長補佐	①有 ・ 無
			社会福祉法人光風会理事長	①有 ・ 無
理事・社員	松尾 武史		光武内科循環器科病院事務長	①有 ・ 無
社員	向江 健治		総合メディカル特別顧問	①有 ・ 無
理事	福島 洋		介護老人保健施設光風施設長	①有 ・ 無
			光風・ふくしまクリニック院長	①有 ・ 無
理事	江田 邦夫		彦岐医師会会長	①有 ・ 無
			介護老人保健施設光風非常勤医師	①有 ・ 無
			江田医院院長	有 ・ ①無
理事	大田黒 滋		光武内科循環器科病院副院長	①有 ・ 無
監事	長 英一郎		東日本税理士法人所長	①有 ・ 無
監事	菊池 裕		医療法人しょうわ会 正和なみき病院顧問	①有 ・ 無

保有する資産の明細表

1 総括表

区 分	業務の用に 供する財産	保有財産	減価償却引 当特定預金	特定事業 準備資金	その他の財産
流動資産	372,501,699 円				722,109,089 円
現金及び預金					722,109,089 円
事業未収金	356,512,963 円				
有価証券					0 円
たな卸資産	13,894,839 円				
前払費用	824,746 円				
繰延税金資産	0 円				
その他の流動資産	1,269,151 円				
固定資産	860,054,376 円	0 円	0 円	0 円	2,143,886 円
有形固定資産	854,348,735 円	0 円			0 円
建物	542,918,257 円	0 円			
構築物	4,292,234 円	0 円			
医療用器械備品	2,376,112 円	0 円			
その他の器械備品	21,845,399 円	0 円			
車両及び船舶	8 円	0 円			
土地	240,646,389 円	0 円			
リース資産	42,270,336 円	0 円			
無形固定資産	5,705,641 円	0 円			0 円
ソフトウェア	2,057,398 円	0 円			
その他の無形固定資産	3,648,243 円	0 円			
その他の資産	0 円		0 円	0 円	2,143,886 円
有価証券					0 円
長期貸付金					0 円
役員等長期貸付金					0 円
長期前払費用	0 円				0 円
繰延税金資産	0 円				0 円
その他の固定資産	0 円				2,143,886 円
資産合計	① 1,232,556,075 円	② 0 円	③ 0 円	④ 0 円	724,252,975 円

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する資産について記載すること。
- 表中の科目については貸借対照表に合わせ、必要な科目の追加又は不要な科目の削除を行うこと。

2 業務の用に供する財産の明細

5/10

区分	施設名(事業名)	合計	光武内科循環器科病院	介護老人保健施設「光風」	光風・ふくしまクリニック	認知症対応型共同生活介護事業所「グループホームみのり」	通所介護事業所「デイサービスセンター光風」
流動資産		372,501,699 円	200,446,654 円	99,321,970 円	484,003 円	6,592,493 円	7,609,637 円
事業未収金		356,512,963 円	189,499,753 円	96,238,775 円	440,091 円	6,290,502 円	7,586,243 円
たな卸資産		13,894,839 円	10,262,516 円	2,834,482 円	43,912 円		23,394 円
前払費用		824,746 円	450,176 円	5,380 円		78,890 円	
繰延税金資産		0 円					
その他の流動資産		1,269,151 円	234,209 円	243,333 円		223,101 円	
固定資産		860,054,376 円	427,935,187 円	204,429,583 円	1,890,241 円	9,388,358 円	7,520,801 円
有形固定資産		854,348,735 円	425,723,817 円	203,888,335 円	1,296,241 円	9,274,874 円	7,520,801 円
建物		542,918,257 円	227,221,678 円	130,177,940 円	1,296,240 円	2,956,544 円	7,471,645 円
構築物		4,292,234 円	228,600 円	2,565,962 円		162,997 円	25,569 円
医療用器械備品		2,376,112 円	2,152,482 円	223,623 円			
その他の器械備品		21,845,399 円	4,012,018 円	16,417,350 円	1 円	305,333 円	23,587 円
車両及び船舶		8 円	3 円	1 円			
土地		240,646,389 円	149,838,700 円	54,503,459 円		5,850,000 円	
リース資産		42,270,336 円	42,270,336 円				
無形固定資産		5,705,641 円	2,211,370 円	541,248 円	594,000 円	113,484 円	0 円
ソフトウェア		2,057,398 円	1,147,102 円	316,296 円	594,000 円		
その他の無形固定資産		3,648,243 円	1,064,268 円	224,952 円		113,484 円	
その他の資産		0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円
長期前払費用		0 円					
繰延税金資産		0 円					
その他の固定資産		0 円					
資産合計		⑤ 1,232,556,075 円	628,381,841 円	303,751,553 円	2,374,244 円	15,980,851 円	15,130,438 円

区分	施設名(事業名)	通所介護事業所 「パワーリハビリテ ーションセンター光風」	居宅介護支援 事業所 「居宅介護支援 センター」	老人訪問看護 ステーション 「ひかり訪問看護 ステーション」	訪問介護事業所 「ホームヘルパー ステーションリパティ」	サービス付き 高齢者向け住宅 「リパティハウス」	通所介護事業所 「デイサービス センターリパティ」	法人本部
流動資産		8,101,077 円	6,189,540 円	13,475,464 円	14,315,843 円	2,168,602 円	13,796,416 円	0 円
事業未収金		7,819,014 円	6,189,540 円	13,492,924 円	13,694,715 円	1,464,990 円	13,796,416 円	
たな卸資産		32,063 円				698,472 円		
前払費用		250,000 円			35,160 円	5,140 円		
繰延税金資産								
その他の流動資産				-17,460 円	585,968 円			
固定資産		44,615,378 円	30,680,368 円	20,424,172 円	374,645 円	78,138,638 円	34,657,003 円	2 円
有形固定資産		42,643,903 円	30,680,368 円	20,196,308 円	328,445 円	78,138,638 円	34,657,003 円	2 円
建物		41,241,117 円		20,170,537 円		77,891,383 円	34,491,173 円	
構築物		1,143,316 円				1 円	165,789 円	
医療用器械備品				1 円			6 円	
その他の器械備品		259,470 円	226,138 円	25,766 円	328,445 円	247,254 円	35 円	2 円
車両及び船舶				4 円		円		
土地			30,454,230 円					
リース資産								
無形固定資産		1,971,475 円	0 円	227,864 円	46,200 円	0 円	0 円	0 円
ソフトウェア								円
その他の無形固定資産		1,971,475 円		227,864 円	46,200 円			
その他の資産		0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円
長期前払費用								
繰延税金資産								
その他の固定資産								
資産合計		52,716,455 円	36,869,908 円	33,899,636 円	14,690,488 円	80,307,240 円	48,453,419 円	2 円

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する資産について、開設する施設毎に記載（同一施設内において複数の事業を行っている場合にあつては、主たる事業については施設名、その他については事業名を記載）すること。
- 表中の科目については貸借対照表に合わせ、必要な科目の追加又は不要な科目の削除を行うこと。
ただし、現金、預金、有価証券、建物仮勘定、貸付金その他これに類する資産については追加しないこと。
- ⑤が①と一致すること。

3 保有財産の明細

保有財産（使用目的）	使用予定年月日	取得年月日	取得価額	保有財産の帳簿価額
該当なし			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
合 計	—	—	円	⑥ 円

（記載上の注意事項）

- ⑥が②と一致すること。

4 減価償却引当特定預金の明細

当該資金の目的	財産の取得又は改良の予定年度	左記の予定年度に必要な最低額	減価償却累計額	減価償却引当特定預金の帳簿価額
なし		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
合 計	—	円	円	⑦ 円

（記載上の注意事項）

- ⑦が③と一致すること。

5 特定事業準備資金の明細

当該資金の目的	特定事業の開始予定年度	左記の予定年度に必要な最低額	毎会計年度に積み立てる額	特定事業準備資金の帳簿価額
なし		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
合 計	—	円	円	⑧ 円

（記載上の注意事項）

- ⑧が④と一致すること。
- 当該資金の目的毎に必要な最低額に関する合理的な算定根拠について、「特定事業準備資金の明細の別紙」（任意の様式）を作成し、併せて提出すること。（なお、当該別紙についても閲覧対象であること）

6 土地の明細

住 所	総面積	内 借地の面積	内 自地の面積	用途の区分
長崎県壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦1-1	83.44 m ²	0 m ²	83.44 m ²	社宅
長崎県壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦15-1	104.20 m ²	0 m ²	104.20 m ²	病院
長崎県壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦15-3	559.50 m ²	0 m ²	559.50 m ²	病院
長崎県壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦15-5	59.79 m ²	0 m ²	59.79 m ²	病院
長崎県壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦17-1	183.61 m ²	0 m ²	183.61 m ²	病院
長崎県壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦15-2	192.33 m ²	192.33 m ²	0 m ²	病院
長崎県壱岐市郷ノ浦町本村触535-2	880.99 m ²	880.99 m ²	0 m ²	駐車場
長崎県壱岐市郷ノ浦町本村触650-2	135.00 m ²	0 m ²	135.00 m ²	駐車場
長崎県壱岐市郷ノ浦町本村触649-4	16.52 m ²	0 m ²	16.52 m ²	駐車場
長崎県壱岐市郷ノ浦町本村触659	422.00 m ²	0 m ²	422.00 m ²	駐車場
長崎県壱岐市郷ノ浦町本村触660-1	301.00 m ²	0 m ²	301.00 m ²	駐車場
長崎県壱岐市郷ノ浦町本村触661-1	636.00 m ²	0 m ²	636.00 m ²	駐車場
長崎県壱岐市郷ノ浦町本村触652-4	143.81 m ²	0 m ²	143.81 m ²	社宅
長崎県壱岐市郷ノ浦町本村触652-6	194.00 m ²	0 m ²	194.00 m ²	社宅
長崎県壱岐市郷ノ浦町本村触652-7	113.00 m ²	0 m ²	113.00 m ²	社宅
長崎県壱岐市郷ノ浦町本村触652-8	7.56 m ²	0 m ²	7.56 m ²	社宅
長崎県壱岐市郷ノ浦町本村触652-3	46.00 m ²	0 m ²	46.00 m ²	社宅
長崎県壱岐市郷ノ浦町片原触97-3	37.98 m ²	0 m ²	37.98 m ²	倉庫
長崎県壱岐市郷ノ浦町片原触98-1	87.06 m ²	0 m ²	87.06 m ²	倉庫
長崎県壱岐市郷ノ浦町東触1003-1	642.00 m ²	0 m ²	642.00 m ²	光風
長崎県壱岐市郷ノ浦町東触1003-2	165.00 m ²	0 m ²	165.00 m ²	光風
長崎県壱岐市郷ノ浦町東触1003-3	233.00 m ²	0 m ²	233.00 m ²	光風
長崎県壱岐市郷ノ浦町東触1006-1	1260.00 m ²	0 m ²	1260.00 m ²	光風
長崎県壱岐市郷ノ浦町東触1006-3	902.00 m ²	0 m ²	902.00 m ²	光風
長崎県壱岐市郷ノ浦町東触1009-2	12.00 m ²	0 m ²	12.00 m ²	光風
長崎県壱岐市郷ノ浦町東触1004-1	423.00 m ²	0 m ²	423.00 m ²	デイサービスセンター光風
長崎県壱岐市郷ノ浦町東触1005	345.00 m ²	0 m ²	345.00 m ²	デイサービスセンター光風
長崎県壱岐市郷ノ浦町東触1010-1	737.00 m ²	737.00 m ²	0 m ²	グループホームみのり
長崎県壱岐市郷ノ浦町東触1012-1	2616.00 m ²	2616.00 m ²	0 m ²	パワーリハビリテーションセンター光風
長崎県壱岐市郷ノ浦町東触1011-1	161.00 m ²	161.00 m ²	0 m ²	パワーリハビリテーションセンター光風
長崎県壱岐市郷ノ浦町東触961	544.00 m ²	544.00 m ²	0 m ²	駐車場
長崎県壱岐市郷ノ浦町東触960	1443.00 m ²	1443.00 m ²	0 m ²	駐車場
長崎県壱岐市郷ノ浦町東触962	994.00 m ²	994.00 m ²	0 m ²	駐車場
長崎県壱岐市郷ノ浦町東触963-1	386.00 m ²	386.00 m ²	0 m ²	駐車場
長崎県壱岐市郷ノ浦町東触963-2	148.00 m ²	148.00 m ²	0 m ²	駐車場

長崎県壱岐市郷ノ浦町永田触273-2	313.55 m ²	0 m ²	313.55 m ²	在宅ケア総合支援センター
長崎県壱岐市郷ノ浦町永田触273-6	36.65 m ²	0 m ²	36.65 m ²	在宅ケア総合支援センター
長崎県壱岐市郷ノ浦町永田触274-1	76.75 m ²	0 m ²	76.75 m ²	在宅ケア総合支援センター
長崎県壱岐市郷ノ浦町永田触275-1	404.53 m ²	0 m ²	404.53 m ²	在宅ケア総合支援センター
長崎県壱岐市郷ノ浦町永田触275-2	201.59 m ²	0 m ²	201.59 m ²	在宅ケア総合支援センター
長崎県壱岐市郷ノ浦町永田触276-1	635.57 m ²	0 m ²	635.57 m ²	在宅ケア総合支援センター デイサービスセンター リバティ・リバティハウス
長崎県壱岐市郷ノ浦町永田触278-1	86.53 m ²	0 m ²	86.53 m ²	在宅ケア総合支援センター
長崎県壱岐市郷ノ浦町永田触278-2	75.50 m ²	0 m ²	75.50 m ²	在宅ケア総合支援センター
長崎県壱岐市郷ノ浦町永田触280-1	48.15 m ²	0 m ²	48.15 m ²	在宅ケア総合支援センター
長崎県壱岐市郷ノ浦町永田触280-2	71.01 m ²	0 m ²	71.01 m ²	在宅ケア総合支援センター
長崎県壱岐市郷ノ浦町永田触281-1	49.48 m ²	0 m ²	49.48 m ²	在宅ケア総合支援センター
長崎県壱岐市郷ノ浦町永田触282	135.12 m ²	0 m ²	135.12 m ²	在宅ケア総合支援センター
長崎県壱岐市郷ノ浦町永田触284	281.75 m ²	0 m ²	281.75 m ²	在宅ケア総合支援センター
長崎県壱岐市郷ノ浦町永田触285-1	995.54 m ²	0 m ²	995.54 m ²	在宅ケア総合支援センター デイサービスセンター リバティ・リバティハウス
長崎県壱岐市郷ノ浦町永田触295-4	1553.45 m ²	0 m ²	1553.45 m ² デイサービスセンター リバティ・リバティハウス

7 建物の明細

区分	構造の概要	総面積	自家・借家	用途の区分	用途別の面積
病院	鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付6階建(耐震)	3,770.56 m ²	自家	病室	721.43 m ²
				リハビリ室	110.67 m ²
				その他	2938.46 m ²
病院	木造瓦葺2階建	151.30 m ²	自家	倉庫	151.30 m ²
介護老人保健施設光風	鉄筋コンクリート造コンクリート屋根3階建(耐震)	3794.13 m ²	自家	療養室	825.88 m ²
				機能訓練室	137.36 m ²
				その他	2830.89 m ²
介護老人保健施設光風	コンクリートブロック造スレート葺平屋建(耐震)	8.00 m ²	自家	倉庫	8.00 m ²
光風・ふくしまクリニック		52.40 m ²	自家	診察室	8.10 m ²
				待合室他	44.30 m ²
グループホームみのり	木造スレート葺平屋建(耐震)	323.12 m ²	自家	居室	88.20 m ²
				ホール他	112.62 m ²
				さくらんぼ保育園	122.30 m ²

デイサービス センター光風	木造スレート葺 2階建（耐震）	287.13 m ²	自家	食堂・機能訓練室	111.91 m ²
				静養室	13.54 m ²
				デイサービス他	161.68 m ²
パワーリハビリテ- ーションセンター光風	鉄骨造垂鉛メッキ鋼 板葺2階建（耐震）	561.22 m ²	借家	食堂・機能訓練室	304.88 m ²
				その他	256.34 m ²
在宅ケア総合 支援センター	鉄骨造垂鉛鋼板 葺3階建（耐震）	535.45 m ²	自家	居宅介護支援センター	36.00 m ²
				ひかり訪問看護 ステーション	54.00 m ²
				ホームヘルパー ステーション リバティ	48.50 m ²
				その他	396.95 m ²
デイサービス センター リバティ	鉄骨造スレート 葺2階建（耐震）	412.87 m ²	自家	食堂・機能訓練室	185.25 m ²
				静養室	29.91 m ²
				その他	199.71 m ²
リバティハウス	鉄骨造スレート 葺2階建（耐震）	925.27 m ²	自家	居室	490.72 m ²
				食堂・談話室	68.15 m ²
				その他	366.40 m ²
在宅ケア総合 支援センター	鉄骨造垂鉛メッキ 鋼板葺地下1階付 平屋建（耐震）	233.77 m ²	自家	1階倉庫	191.22 m ²
				地下1階倉庫	42.55 m ²
在宅ケア総合 支援センター	鉄骨造スレート葺 平屋建（耐震）	290.17 m ²	自家	車庫	290.17 m ²
社宅	鉄筋コンクリート造 陸屋根4階建	247.47 m ²	自家	居室・その他	247.47 m ²

8 医療用器械備品の明細

品名	規格	数量	単価	自用・借用	用途の区分
病院・体外式ペースメーカー		1	1	自用	
病院・滅菌装置		1	1	自用	
病院・ペーシング付除細動装置(ハートスタート)		1	1	自用	
病院・干渉低周波治療器		1	1	自用	
病院・セントラルモニター		1	1	自用	
病院・電子内視鏡システム一式		1	1	自用	
病院・1.5テスラMRI装置		1	1	自用	
病院・MRI(VSRAD)用パソコン		1	1	自用	
病院・MRI造影剤注入装置		1	1	自用	
病院・下部消化管用細径スコープ		1	1	自用	
病院・血圧脈波検査装置		1	1	自用	
病院・心電呼吸SPO2送信機		1	1	自用	
病院・電子経鼻内視鏡		1	93,145	自用	
病院・ウッチパット		1	1	自用	
病院・解析付心電計		1	83,157	自用	
病院・心電呼吸SPO2送信機		1	15,614	自用	
病院・JMS輸液ポンプ		1	8,764	自用	
病院・大型吸引器		1	11,777	自用	
病院・心電呼吸SPO2送信機		1	31,502	自用	
病院・EIZO 2Mモニタ		1	14,557	自用	
病院・デジタルラディオグラフィー		1	36,999	自用	
病院・心電呼吸送信機		1	149,841	自用	
光風・多要素心電計		1	1	自用	
光風・多機能心電計(Vyu0)		1	1	自用	
光風・AEDハートスタート		1	223,621	自用	
ひかり・ポータブル式心電計		1	1	自用	
デイサー・ビスリパティ・シーザス・ハイドラ		1	1	自用	
デイサー・ビスリパティ・シーザス・ハイドラ		1	1	自用	
デイサー・ビスリパティ・コンパクト レッグプレス		1	1	自用	
デイサー・ビスリパティ・コンパクト ヒップAB		1	1	自用	
デイサー・ビスリパティ・コンパクト ローイングMF		1	1	自用	
デイサー・ビスリパティ・バイオテックス バイステップ2		1	1	自用	
病院・心電呼吸送信機		1	193,701	自用	
病院・ダームライト		1	155,331	自用	
病院・人工呼吸器 サビーナ300		1	1,358,081	自用	

添付書類（構造設備及び体制）

医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類

社会医療法人 玄州会

申請者名 理事長 光武 新人

住所： 長崎県壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦15番地3

以下のとおり相違ありません。

施設名	光武内科循環器科病院
施設の所在地	長崎県壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦15番地3
管轄保健所名	壱岐保健所

1 診療科目

科 目	内科	循環器内科	呼吸器内科	消化器内科	神経内科	皮膚科
	リハビリテーション科	科	科	科	科	科
	科	科	科	科	科	科

2 許可病床数

一 般		療 養		結 核		精 神		感 染 症		合 計	
室	床	室	床	室	床	室	床	室	床	室	床
15	40	14	48							29	88

3 構造設備

(1) 総括表（該当する業務の区分及び所有する施設・設備等の口にチェックすること。）

業務の区分	施設	設備等
<input type="checkbox"/> 救急医療	<input type="checkbox"/> 集中治療室	<input type="checkbox"/> 分娩監視装置
<input type="checkbox"/> 精神科救急医療	<input type="checkbox"/> 母体胎児集中治療管理室	<input type="checkbox"/> 新生児用呼吸循環監視装置
<input type="checkbox"/> 災害医療	<input type="checkbox"/> 新生児集中治療管理室	<input checked="" type="checkbox"/> 超音波診断装置
<input checked="" type="checkbox"/> へき地医療	<input checked="" type="checkbox"/> 診察室 <input checked="" type="checkbox"/> 手術室 <input checked="" type="checkbox"/> 処置室	<input type="checkbox"/> 新生児用人工換気装置
<input checked="" type="checkbox"/> 病院	<input checked="" type="checkbox"/> 臨床検査施設 <input checked="" type="checkbox"/> エックス線診療室	<input checked="" type="checkbox"/> 微量輸液装置 <input type="checkbox"/> 保育器
<input type="checkbox"/> へき地診療所	<input checked="" type="checkbox"/> 調剤所 <input type="checkbox"/> 保護室 <input checked="" type="checkbox"/> 面会室	<input checked="" type="checkbox"/> 簡易ベッド <input checked="" type="checkbox"/> 携帯用医療機器
<input type="checkbox"/> 周産期医療	<input type="checkbox"/> 専用病床（ 床）	<input checked="" type="checkbox"/> 食料 <input checked="" type="checkbox"/> 飲料水 <input checked="" type="checkbox"/> 医薬品
<input type="checkbox"/> 小児救急医療	<input checked="" type="checkbox"/> 優先的に使用される病床	<input checked="" type="checkbox"/> 自家発電装置
	<input checked="" type="checkbox"/> 備蓄倉庫	<input type="checkbox"/> トリアージタッグ
	<input type="checkbox"/> ヘリポート（ <input type="checkbox"/> 敷地内 <input type="checkbox"/> 近接地）	<input type="checkbox"/> 救急用自動車
	<input checked="" type="checkbox"/> 医師住宅 <input type="checkbox"/> 看護師住宅	<input checked="" type="checkbox"/> 広域災害・救急医療情報システム

(2) 災害医療の確保に関する事業に係る病院の概要

区 分	構造の概要	耐震基準	用途の区分	室 数
該当なし				

(3) 開設するへき地診療所の所在地の都道府県において病院を開設する場合の当該病院の概要

病 院 名	施 設	へき地診療所からの入院患者の受入れ体制
該当なし	<input type="checkbox"/> 診察室 <input type="checkbox"/> 手術室 <input type="checkbox"/> 処置室 <input type="checkbox"/> 臨床検査施設 <input type="checkbox"/> エックス線診療室 <input type="checkbox"/> 調剤所 <input type="checkbox"/> 病床数 (床) <input type="checkbox"/> 医師住宅 <input type="checkbox"/> 看護師住宅	
	<input type="checkbox"/> 診察室 <input type="checkbox"/> 手術室 <input type="checkbox"/> 処置室 <input type="checkbox"/> 臨床検査施設 <input type="checkbox"/> エックス線診療室 <input type="checkbox"/> 調剤所 <input type="checkbox"/> 病床数 (床) <input type="checkbox"/> 医師住宅 <input type="checkbox"/> 看護師住宅	
	<input type="checkbox"/> 診察室 <input type="checkbox"/> 手術室 <input type="checkbox"/> 処置室 <input type="checkbox"/> 臨床検査施設 <input type="checkbox"/> エックス線診療室 <input type="checkbox"/> 調剤所 <input type="checkbox"/> 病床数 (床) <input type="checkbox"/> 医師住宅 <input type="checkbox"/> 看護師住宅	
	<input type="checkbox"/> 診察室 <input type="checkbox"/> 手術室 <input type="checkbox"/> 処置室 <input type="checkbox"/> 臨床検査施設 <input type="checkbox"/> エックス線診療室 <input type="checkbox"/> 調剤所 <input type="checkbox"/> 病床数 (床) <input type="checkbox"/> 医師住宅 <input type="checkbox"/> 看護師住宅	
	<input type="checkbox"/> 診察室 <input type="checkbox"/> 手術室 <input type="checkbox"/> 処置室 <input type="checkbox"/> 臨床検査施設 <input type="checkbox"/> エックス線診療室 <input type="checkbox"/> 調剤所 <input type="checkbox"/> 病床数 (床) <input type="checkbox"/> 医師住宅 <input type="checkbox"/> 看護師住宅	

4 職種別従業員数

職種 人員	医師	歯科医師	薬剤師	診療放射線技師	歯科技工士	臨床検査技師	歯科衛生士	看護師	助産師	栄養士	理学療法士	作業療法士	臨床工学士	事務職員	その他	計
	定員	8	0	1	1	0	1	0	28	0	1	2	0	0	0	0
実人員	10	0	2	2	0	2	0	41	0	4	10	5	0	23	44	143
内特殊関係者	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	6

5 勤務体制

	体制	昼間（15時現在）		夜間（3時現在）		休日（15時現在）	
		専任	兼任	専任	兼任	専任	兼任
医師	病院内		7		1		1
	オンコール				2		2
内 精神科医（再掲）	病院内						
	オンコール						
内 小児科医（再掲）	病院内						
	オンコール						
内 産婦人科医（再掲）	病院内						
	オンコール						
薬剤師	病院内		2		0		0
	オンコール				2		2
診療放射線技師	病院内		1		0		0
	オンコール				2		2
臨床検査技師	病院内		2		0		0
	オンコール				2		2
看護師	病院内		18		4		8
	オンコール				2		2
合計	病院内		30		5		9
	オンコール				10		10
内 救急医療（再掲） （精神科救急医療含む）	病院内						
	オンコール						
内 周産期医療（再掲）	病院内						
	オンコール						
内 小児救急医療（再掲）	病院内						
	オンコール						

6 その他の体制

(1) 精神科救急医療の場合のみ

- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第5条の2第1号に基づく都道府県知事の指定の有無（有・無）
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第5条の2第3号に基づく常時勤務する指定医の人数（0人）

(2) 災害医療の場合のみ

- ・災害派遣医療チーム（DMAT）の有無（有・無）

経理等に関する明細表

1 医療法人の関係者等の施設の利用明細

区 分	関係者等の 氏名又は名称	特殊の関係	内 容	利用年月日	利用料金
施設の貸与	光武 新人	理事長	社宅の賃貸	R3. 4~R4. 3	900,000
その他					

2 医療法人の関係者等に対する貸付金の明細

貸付先の氏名又は名称 該当なし	貸付金現在高	貸付当初の元本	貸付当初の年月日
利率	年間の受取利息額	担保の種類及び数量	特殊の関係

貸付先の氏名又は名称 該当なし	貸付金現在高	貸付当初の元本	貸付当初の年月日
利率	年間の受取利息額	担保の種類及び数量	特殊の関係

3 医療法人の関係者等に対する譲渡資産の明細

譲渡先の氏名又は名称 該当なし	譲渡資産の種類	地目、構造、規格等	面積数量
譲渡年月日	譲渡価額	特殊の関係	備考

譲渡先の氏名又は名称 該当なし	譲渡資産の種類	地目、構造、規格等	面積数量
譲渡年月日	譲渡価額	特殊の関係	備考

4 医療法人の業務に従事している関係者等である従業員の明細

氏名	職務内容	就職年月日	常勤又は非常勤の別	社員等との関係	給与支給の有無
光武 新人	医師	S58.11.1	常勤	理事長・社員	①有・無
空閑 毅	医師	H8.6.1	常勤	理事・社員	①有・無
光武 孝倫	医師	H25.2.1	常勤	社員	①有・無
光武 良晃	医師	H18.10.4	常勤	理事	①有・無
武原 光志	副施設長	H2.4.1	非常勤	理事・社員	①有・無
松尾 武史	事務長	H14.4.1	常勤	理事・社員	①有・無
松尾 智恵	看護師	H14.4.1	常勤	理事・社員 松尾武史の妻	①有・無
大田黒 滋	医師	H21.4.1	常勤	理事	①有・無
江田 邦夫	医師	H7.8.1	非常勤	理事	①有・無
福島 洋	医師	H10.7.1	常勤	理事	①有・無

5 その他

(1) 医療法人の関係者等からの借用物件の明細

貸主の氏名又は名称	物件名	地目、構造、規格等	面積数量	用途
該当なし				
借用年月日	借用期間	賃借料	特殊の関係	備考

貸主の氏名又は名称	物件名	地目、構造、規格等	面積数量	用途
該当なし				
借用年月日	借用期間	賃借料	特殊の関係	備考

(2) 医療法人の関係者等からの借入金の明細

債権者の氏名又は名称 該当なし	借入金現在高	借入当初の元本	借入当初の年月日
利率	年間の支払利息額	担保の種類及び数量	特殊の関係

債権者の氏名又は名称 該当なし	借入金現在高	借入当初の元本	借入当初の年月日
利率	年間の支払利息額	担保の種類及び数量	特殊の関係

(3) 医療法人の関係者等からの譲受資産の明細

譲受先の氏名又は名称 該当なし	譲受資産の種類	地目、構造、規格等	面積数量
譲受年月日	譲受価額	特殊の関係	備考

譲受先の氏名又は名称 該当なし	譲受資産の種類	地目、構造、規格等	面積数量
譲受年月日	譲受価額	特殊の関係	備考

(4) 医療法人の関係者等が社員等となっている他の法人の明細

関係者等の氏名	特殊の関係	医療法人の関係者等が社員等となっている他の法人の明細				
		法人名	所在地	代表者名	取引状況	役職等
光武 新人	理事長	社会福祉法人 光風会	長崎県杵岐市郷ノ浦町 志原西触1066-1	武原 光志	なし	評議員
江田 邦夫	理事	杵岐医師会	長崎県杵岐市石田町 石田西触1071-1	江田 邦夫	なし	会長
武原 光志	理事 社員	社会福祉法人 光風会	長崎県杵岐市郷ノ浦町 志原西触1066-1	武原 光志	なし	理事長
長 英一郎	監事	東日本税理士 法人	東京都新宿区 矢来町75	長 英一郎	なし	代表社員

(5) その他財産の運用及び事業の運営

医療法人の関係者等の氏名又は名称	具 体 的 な 内 容
該当なし	

添付書類 6

公的な運営に関する要件（医療法第42条の2第1項第1号から第3号まで及び第6号）に該当する旨を説明する書類（運営）

社会医療法人 玄州会
 申請者名 理事長 光武 新人
 住所： 長崎県壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦15番地

以下のとおり相違ありません。

1 運営組織（法第42条の2第1項第1号から第3号まで、規則第30条の35の3第1項第1号イ及びハ）

	総数	最も人数の多い親族等のグループの人数	親族等の割合	最も人数の多い他の同一団体のグループの人数	他の同一団体の割合
理事	8人	2人	20%	0人	0人
監事	2人			0人	0人
社員	6人	2人	33%		

2 役員等の選任方法（規則第30条の35の3第1項第1号ロ）
 （財団医療法人である場合は、該当する項目欄の口にチェックすること。）

すべての評議員を理事会において推薦

3 報酬等の支給基準（規則第30条の35の3第1項第1号ニ）
 （該当する項目欄の口にチェックすること。）

理事、監事及び評議員に対する報酬等について、支給基準を定めている

	支給基準の内容
理事	原則として、基本報酬・役職手当・特別手当とし、1人あたりの上限を3,600万円とする。 役員報酬規程参照
監事	理事会・役員総会等への出席に係る日当については5万円を上限とする。 役員報酬規程参照

添付資料

○ 理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給基準

4 経理内容（規則第30条の35の3第1項第1号ホ及びへ）

区分	医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体に対する特別の利益の供与の内容	特別の利益の有無
施設の利用	理事長 光武 新人に住宅用土地・建物を賃貸	有 ・ <input type="radio"/> 無
金銭の貸付け	該当なし	有 ・ <input type="radio"/> 無
資産の譲渡	該当なし	有 ・ <input type="radio"/> 無
給与の支給	報酬（医師、看護師その他法人の業務に従事したことに対する給与等を除く）を支給していない	有 ・ <input type="radio"/> 無
役員等の選任	定款に基づき選任	有 ・ <input type="radio"/> 無
その他財産の運用及び事業の運営	該当なし	有 ・ <input type="radio"/> 無

5 遊休財産（規則第30条の35の3第1項第1号ト及び第2項）

区 分	金 額
A 資産の総額	1,956,809,050 円
B 純資産の額	861,640,782 円
C 純資産の額の資産の総額に対する割合（ $B/A \times 100$ ）	44.0 %
D 控除対象財産の帳簿価額（イからへまでの合計額）	1,232,556,075 円
イ 本来業務の用に供する財産	934,507,638 円
ロ 附帯業務の用に供する財産	298,048,437 円
ハ 収益業務の用に供する財産	0 円
ニ イからハマで掲げる業務を行うために保有する財産	0 円
ホ 減価償却引当特定預金	0 円
ヘ 特定事業準備資金	0 円
E 遊休財産額（ $(A-D) \times C$ ）	318,909,962 円
F 事業費用の額	1,846,838,764 円

添付資料

- 直近に終了した会計年度の貸借対照表及び損益計算書（新たに社会医療法人の認定を受けようとする場合に限る。）

6 保有財産（規則30条の35の3第1項第1号子）

区 分	具 体 的 な 内 容	他の団体の意思決定への関与の有無
株 式	該当なし	有 ・ 無
出 資	該当なし	有 ・ 無
社団法人の社員権	該当なし	有 ・ 無
組合契約	該当なし	有 ・ 無
信 託	該当なし	有 ・ 無
外国の法令に基づく 財 産	該当なし	有 ・ 無

7 法令違反（規則第30条の35の3第1項第1号リ）

区 分	具 体 的 な 内 容	事実の有無
法令違反	該当なし	有 ・ 無
勧告に反する開設・ 増床・種別変更	該当なし	有 ・ 無
帳簿書類の 隠ぺい・仮装	該当なし	有 ・ 無
その他公益に 反する事実	該当なし	有 ・ 無

添付書類 7

公的な運営に関する要件（医療法第42条の2第1項第6号）に該当する旨を説明する書類（事業）

社会医療法人 玄州会

申請者名 理事長 光武 新人

住所：長崎県壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦15番地3

以下のとおり相違ありません。

1 経費の額等の明細（規則第30条の35の3第1項第2号イ）

病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等名	業務に係る費用の額 (A)	全費用の額 (B)	割合 A/B
光武内科循環器科病院	1,283,143,000 円	1,283,143,000 円	100.0 %
介護老人保健施設「光風」	554,938,099	554,938,099	100.0
光風・ふくしまクリニック	8,757,665	8,757,665	100.0
老人訪問看護ステーション「ひかり訪問看護ステーション」	0	79,898,980	0
認知症対応型共同生活介護事業所「グループホームみのり」	0	43,613,326	0
訪問介護事業所「ホームヘルパーステーションリバティ」	0	84,444,215	0
通所介護事業所「デイサービスセンター光風」	0	37,985,161	0
通所介護事業所「パワーリハビリテーションセンター光風」	0	59,259,163	0
通所介護事業所「デイサービスセンターリバティ」	0	80,630,435	0
居宅介護支援事業所「居宅介護支援センター」	0	35,713,080	0
サービス付き高齢者向け住宅「リバティハウス」	0	36,806,419	0
合計	① 1,846,838,764 円	② 2,305,189,543 円	80.1 %

(記載上の注意事項)

- (1) 直近に終了した会計年度の診療等について、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等の別に記載すること。
- (2) 業務に係る費用の額の合計①が、損益計算書の本来業務事業損益に係る事業費用の金額と一致すること。
- (3) 全費用の額の合計②が、損益計算書の本来業務損益、附帯業務事業損益及び収益業務事業損益に係る事業費用の合計額と一致すること。

2 収入金額（規則第30条の35の3第1項第2号ロ）

病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等名	区分	支払基金等から受けた収入金額	患者から受けた収入金額	収入金額計	診療割合
光武内科循環器科病院	社会保険診療	1,079,635,577 円	133,820,161 円	1,213,455,738 円	92.0 %
	労災保険診療	8,472,338		8,472,338	0.6
	健康診査	7,663,904	2,309,812	9,973,716	0.8
	予防接種	3,104,370	4,787,300	7,891,670	0.7
	助産			0	0.0
	介護事業			0	0.0
	障害福祉事業			0	0.0
	その他	60,290,280	19,392,344	79,682,624	6.0
	計	1,159,166,469	160,309,617	1,319,476,086	100.0
介護老人保健施設「光風」	社会保険診療	418,935,406	42,327,370	461,262,776	86.7
	労災保険診療			0	0.0
	健康診査			0	0.0
	予防接種	126,800	110,400	237,200	0.1
	助産			0	0.0
	介護事業			0	0.0
	障害福祉事業			0	0.0
	その他	2,521,628	68,098,694	70,620,322	13.3
	計	421,583,834	110,536,464	532,120,298	100.0
光風・ふくしまクリニック	社会保険診療	2,425,257	318,440	2,743,697	85.8
	労災保険診療			0	0.0
	健康診査			0	0.0
	予防接種	26,000	29,900	55,900	1.7
	助産			0	0.0
	介護事業			0	0.0
	障害福祉事業			0	0.0
	その他	350,400	49,500	399,900	12.5
	計	2,801,657	397,840	3,199,497	100.0
老人訪問看護ステーション「ひかり訪問看護ステーション」	社会保険診療	76,707,094	7,002,077	83,709,171	98.4
	労災保険診療			0	0.0
	健康診査			0	0.0
	予防接種			0	0.0
	助産			0	0.0
	介護事業			0	0.0
	障害福祉事業			0	0.0
	その他	70,000	1,304,868	1,374,868	1.6
	計	76,777,094	8,306,945	85,084,039	100.0

認知症対応型共同生活 介護事業所「グループ ホームみのり」	社会保険診療			0	0.0
	労災保険診療			0	0.0
	健康診査			0	0.0
	予防接種			0	0.0
	助産			0	0.0
	介護事業	29,144,727	9,458,003	38,602,730	98.5
	障害福祉事業			0	0.0
	その他	29,200	560,217	589,417	1.5
	計	29,173,927	10,018,220	39,192,147	100.0
訪問介護事業所「ホームヘルパーステーションリバティ」	社会保険診療			0	0.0
	労災保険診療			0	0.0
	健康診査			0	0.0
	予防接種			0	0.0
	助産			0	0.0
	介護事業	74,657,338	7,135,948	81,793,286	97.6
	障害福祉事業			0	0.0
	その他	281,000	1,726,584	2,007,584	2.4
	計	74,938,338	8,862,532	83,800,870	100.0
通所介護事業所「デイサービスセンター光風」	社会保険診療			0	0.0
	労災保険診療			0	0.0
	健康診査			0	0.0
	予防接種			0	0.0
	助産			0	0.0
	介護事業	31,860,129	5,383,063	37,243,192	99.8
	障害福祉事業			0	0.0
	その他	9,000	56,620	65,620	0.2
	計	31,869,129	5,439,683	37,308,812	100.0
通所介護事業所「パワーリハビリテーションセンター光風」	社会保険診療			0	0.0
	労災保険診療			0	0.0
	健康診査			0	0.0
	予防接種			0	0.0
	助産			0	0.0
	介護事業	40,763,997	8,627,603	49,391,600	99.5
	障害福祉事業			0	0.0
	その他	9,000	259,283	268,283	0.5
	計	40,772,997	8,886,886	49,659,883	100.0
通所介護事業所「デイサービスセンターリバティ」	社会保険診療			0	0.0
	労災保険診療			0	0.0
	健康診査			0	0.0
	予防接種			0	0.0
	助産			0	0.0
	介護事業	66,386,494	12,148,362	78,534,856	99.2
	障害福祉事業			0	0.0
	その他	368,000	255,041	623,041	0.8
	計	66,754,494	12,403,403	79,157,897	100.0

居宅介護支援事業所 「居宅介護支援センター」	社会保険診療			0	0.0
	労災保険診療			0	0.0
	健康診査			0	0.0
	予防接種			0	0.0
	助産			0	0.0
	介護事業	39,114,540		39,114,540	99.9
	障害福祉事業			0	0.0
	その他		33,000	33,000	0.1
	計	39,114,540	33,000	39,147,540	100.0
サービス付き高齢者向け住宅 「リバティハウス」	社会保険診療			0	0.0
	労災保険診療			0	0.0
	健康診査			0	0.0
	予防接種			0	0.0
	助産			0	0.0
	介護事業			0	0.0
	障害福祉事業			0	0.0
	その他	130,500	20,470,387	20,600,887	100.0
	計	130,500	20,470,387	20,600,887	100.0
合計	社会保険診療	1,577,703,334	183,468,048	1,761,171,382 ③	76.9 ⑪
	労災保険診療	8,472,338	0	8,472,338 ④	0.4 ⑫
	健康診査	7,663,904	2,309,812	9,973,716 ⑤	0.4 ⑬
	予防接種	3,257,170	4,927,600	8,184,770 ⑥	0.4 ⑭
	助産	0	0	0 ⑦	0.0 ⑮
	介護事業	281,927,225	42,752,979	324,680,204 ⑧	14.5 ⑯
	障害福祉事業	0	0	0 ⑨	0.0 ⑰
	その他	64,059,008	112,206,538	176,265,546 ⑩	7.7
	計	1,943,082,979	345,664,977	2,288,747,956	100.0 %

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した会計年度の診療等について、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等の別に記載すること。
- 合計③～⑩の合計額が、損益計算書の本来業務事業損益、附帯業務事業損益及び収益業務事業損益にかかる事業収益の合計額と一致すること。

- 3 労働者災害補償保険法による患者の診療報酬（規則第30条の35の3第1項第2号口）
 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に係る患者の診療報酬が社会保険診療と
 療と
 同一の基準により計算するか否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。
 同一の基準による
 同一の基準によらない

4 健康診査に係る収入の明細（規則第30条の35の3第1項第2号口）

健康保険法	390,160 円	学校保健安全法	円
船員保健法	4,620 円	母子保健法	円
国民健康保険法	6,359,906 円	労働安全衛生法	2,125,412 円
国家公務員共済組合法	円	高齢者の医療の確保に関する法律	1,036,511 円
地方公務員等共済組合法	57,107 円		
私立学校教職員共済法	円		
計	6,811,793 円	計	3,161,923 円
		健康診査に係る収入合計	⑱ 9,973,716 円

（記載上の注意事項）

- ⑤が⑱と一致すること。

5 予防接種に係る収入の明細（規則第30条の35の3第1項第2号口）

定期の予防接種等		任意の予防接種のうち告示に定めるもの	
定期接種	6,965,750 円	麻疹	円
臨時接種	円	風しん	10,120 円
		インフルエンザ	1,205,900 円
		おたふくかぜ	3000 円
計	6,965,750 円	計	1,219,020 円
		予防接種に係る収入合計	⑲ 8,184,770 円

（記載上の注意事項）

- ⑥が⑲と一致すること。

6 助産に係る収入の明細（規則第30条の35の3第1項第2号口）

	分娩件数	助産に係る収入金額
自由診療のうち助産にかかる収入	⑳ 0 件	㉑ 0 円
分娩件数 (㉑) × 50万円		㉒ 0 円

（記載上の注意事項）

- ⑦が㉑又は㉒の金額のうちいずれか低い方の金額と一致すること。

添付資料

- 診療報酬規程

7 介護保険法のサービス・事業（社会保険診療に含まれるものを除く。）に係る収入の明細
（規則第30条の35の3第1項第2号ロ）

第二種社会福祉事業		社会福祉事業以外	
居宅サービス事業	261,345,883 円	居宅サービス事業	0 円
地域密着型サービス事業	49,500,007 円	地域密着型サービス事業	0 円
介護予防サービス事業	13,834,314 円	介護予防サービス事業	0 円
地域密着型介護 予防サービス事業	0 円		
計	324,680,204 円	計	0 円
		介護事業に係る収入合計	㉓ 324,680,204 円

（記載上の注意事項）

○ ㉓が㉒と一致すること。

8 障害福祉サービス・事業（社会保険診療に含まれるものを除く。）に係る収入の明細
（規則第30条の35の3第1項第2号ロ）

障害者の日常生活及び社会生活を 総合的に支援するための法律		児童福祉法	
介護給付費	0 円	障害児通所給付費	0 円
特例介護給付費	0 円	特例障害児通所給付費	0 円
訓練等給付費	0 円	障害児入所給付費	0 円
特例訓練等給付費	0 円	特定入所障害児食事等給付費	0 円
特定障害者特別給付費	0 円	障害児相談支援給付費	0 円
特例特定障害者特別給付費	0 円	特例障害児相談支援給付費	0 円
地域相談支援給付費	0 円		
特例地域相談支援給付費	0 円		
計画相談支援給付費	0 円		
特例計画相談支援給付費	0 円		
基準該当療養介護医療費	0 円		
地域生活支援事業	0 円		
計	0 円	計	0 円
		障害福祉事業に係る収入合計	㉔ 0 円

（記載上の注意事項）

○ ㉔が㉒と一致すること。

9 自費患者に対し請求する金額（規則第30条の35の3第1項第2号ハ）

診療収入について、自費患者に請求する金額は、社会保険診療と同一の基準により計算するか否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。

- 同一の基準による
 同一の基準によらない

10 経費の額等の明細（規則第30条の35の2第1項第2号ニ）

（単位：円）

病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等名	医療診療により収入する金額 (A)	患者のために直接必要な経費の額			割合 A/B
		医師、看護師等の給与	医療の提供に要する費用（投薬費を含む）	合計 (B)	
光武内科循環器科病院	1,319,476,086	851,306,315	408,497,333	1,259,803,648	104.7%
介護老人保健施設「光風」	532,120,298	398,266,852	147,586,652	545,853,504	97.5%
光風・ふくしまクリニック	3,199,497	6,714,090	1,952,805	8,666,895	36.9%
合計	㉕ 1,854,795,881	1,256,287,257	558,036,790	㉖ 1,814,324,047	102.2%

（記載上の注意事項）

- 直近に終了した会計年度の診療について、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等の別に記載すること。
- 医療診療により収入する金額合計㉕が、損益計算書の本来業務事業損益にかかる事業収益の金額と一致すること。
- 患者のために直接必要な経費の額合計㉖が、損益計算書の本来業務事業損益にかかる事業費用の金額と一致すること。

様式第四号

法人名 社会医療法人 玄州 会
 所在地 長崎県壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦15番地3

※医療法人整理番号

純 資 産 変 動 計 算 書
 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

(単位:千円)

	積立金		積立金合計	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	設立等積立金	繰越利益積立金		その他の有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
令和3年3月31日 残高	1,158,634	△ 279,162	879,471				879,471
会計年度中の変動額							
当期純損失		△ 17,830	△ 17,830				△ 17,830
会計年度中の変動額合計	0	△ 17,830	△ 17,830				△ 17,830
令和4年3月31日 残高	1,158,634	△ 296,992	861,640				861,640

様式第五号

法人名 社会医療法人 玄 州 会
 所在地 長崎県壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦15番地3

※医療法人整理番号

有形固定資産等明細表

資産の種類		前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引 当期末残高 (千円)
有形 固定 資産	建物	2,079,319	3,608	—	2,082,927	1,540,009	37,786	542,918
	構築物	69,403	330	—	69,733	65,441	1,346	4,292
	医療器械備品	104,753	315	2,846	102,222	99,846	1,322	2,376
	その他器械備品	231,244	4,335	3,099	232,480	210,635	9,877	21,845
	車両及び船舶	12,715	—	974	11,741	11,741	—	0
	リース資産	73,973	—	—	73,973	31,703	10,567	42,270
	土地	239,352	1,293	—	240,646			240,646
	計	2,810,759	9,881	6,919	2,813,722	1,959,375	60,900	854,348
無形 固定 資産	借地権				1,971	—	—	1,971
	ソフトウェア				31,305	29,248	771	2,057
	その他無形固定資産				1,676			1,676
	計				34,952	29,248	771	5,705
その 他の 資産	その他の固定資産	2,326	—	183	2,143			2,143
	計	3,610	—	183	2,143			2,143

※主な資産の増加事由
 建物付属設備：光風 屋上空調機動力盤切替工事 2,090千円

※無形固定資産の金額が資産の総額の1%以下であるため、「前期末残高」「当期増加額」及び「当期減少額」の欄の記載を省略しております。

様式第六号

法人名 社会医療法人 玄 州 会
 所在地 長崎県壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦15番地3

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--

引 当 金 明 細 表

区 分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (そ の 他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	2,049	2,146	-	2,049	2,146
賞与引当金	46,526	49,087	46,526	-	49,087
退職給付引当金	238,798	7,457	-	-	246,255

(注) 貸倒引当金の当期減少額(その他)欄の金額は、一般債権の期末洗替処理によるものであります。

様式第七号

法人名 社会医療法人 玄 州 会
 所在地 長崎県壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦15番地3

21

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--

借 入 金 等 明 細 表

区 分	前 期 末 残 高 (千円)	当 期 末 残 高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金				—
1年以内に返済予定の 長期借入金	49,656	49,656	0.3	—
長期借入金（1年以内に 返済予定のものを除く。）	605,648	555,992	0.3	2025/7/31 2035/7/10 3036/3/10
その他の有利子負債				
合 計	655,304	605,648	—	—

長期借入金の貸借対照表日後5年以内における1年ごとの返済予定額

- 2024年3月期 45,518千円
- 2025年3月期 53,794千円
- 2026年3月期 76,060千円
- 2027年3月期 62,288千円

様式第八号

法人名 社会医療法人 玄 州 会
 所在地 長崎県壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦15番地3

※医療法人整理番号					
-----------	--	--	--	--	--

有 価 証 券 明 細 表

【債 券】

銘 柄	券 面 総 額 (千円)	貸借対照表価額 (千円)
なし		
計		

【その他】

種 類 及 び 銘 柄	口 数 等	貸借対照表価額 (千円)
なし		
計		

1. 貸借対照表の流動資産及びその他の資産に計上されている有価証券について記載すること。
2. 流動資産に計上した有価証券とその他の資産に計上した有価証券を区分し、さらに満期保有目的の債券及びその他有価証券に区分して記載すること。
3. 銘柄別による有価証券の貸借対照表価額が医療法人の純資産額の1%以下である場合には、当該有価証券に関する記載を省略することができる。
4. 「その他」の欄には有価証券の種類（金融商品取引法第2条第1項各号に掲げる種類をいう。）に区分して記載すること。

法人名 社会医療法人 玄 州 会
 所在地 長崎県杵岐市郷ノ浦町郷ノ浦15番地3

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--

事業費用明細表
 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 材料費 期首棚卸高 医薬品費 診療材料費 給食用材料費 医療消耗品費 期末棚卸高	15,750 80,178 23,973 63,589 60,476 13,894	230,073
II 給与費 給与 賞与 賞与引当金繰入 法定福利費 退職給付費用	1,203,647 155,063 49,087 180,423 48,329	1,636,551
III 委託費 検査委託費 その他委託費	26,085 10,638	36,723
IV 経費 減価償却費 水道光熱費 賃借料 維持管理費 その他経費	61,672 61,962 56,494 32,414 189,296	401,840
事業費用計		2,305,189

重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

1 資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準および評価方法は、最終仕入原価法による原価法を採用しております。

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（附属設備を除く）については旧定額法、平成19年4月1日以後に取得した建物（附属設備を除く）については定額法、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備および構築物については定額法を採用しております。）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8～47年
構築物	10～50年
医療用器械備品	6～8年
その他の器具備品	4～15年

(2) 無形固定資産は、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

ソフトウェア	5年
--------	----

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、法人税法に規定する法定繰入率により計算した回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、将来の支給見込み額のうち当期負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当会計年度末における退職給付債務を自己都合要支給額に基づき計上するという簡便法により計算し、計上しております。

4 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税等の会計処理は税込方式を採用しております。

ただし、資産に係る控除対象外消費税等は発生会計年度の費用として処理しております。

5 担保提供資産等

(1) 担保提供資産

建物 542,918 千円

土地 240,646 千円

(2) 担保付債務

長期借入金 165,648 千円

6 有形固定資産の減価償却累計額 1,959,375 千円

7 継続事業の前提に関する事項

該当事項ありません。

8 その他貸借対照表等作成のための基本となる重要な事項

補助金等の会計処理

補助金等（固定資産の取得に係るものを除く）については、その交付決定があった会計年度において事業収益に計上しております。

9 重要な会計方針を変更した旨等

該当事項ありません。

10 資産及び負債のうち収益業務に関する事項・収益業務からの繰入金の状況に関する事項

該当事項ありません。

1 1 医療法第 51 条第 1 項に規定する関係事業者に関する事項

(1) 法人である関係事業者

該当事項はありません。

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び その近親者	光武新人	当法人理事長	債務被 保証	当法人銀行借入に 対する債務被保証 注 1	440,000	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

注 1 当法人は銀行借入に対して当法人理事長より債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。

1 2 重要な偶発債務に関する事項

該当事項ありません。

1 3 重要な後発事象に関する事項

該当事項ありません。

1 4 その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項

当期の補助金のうち、主な補助金の内容は次の通りです。

名称	交付者	金額 (千円)
新型コロナウイルス感染症拡大防止補助金	厚生労働省	3,595

独立監査人の監査報告書

令和4年6月21日

社会医療法人 玄州会
理事会 御中

監査法人 長隆事務所

東京都新宿区

代表社員
業務執行社員 公認会計士

長 隆

監査意見

当監査法人は、医療法第51条第5項の規定に基づき、社会医療法人玄州会の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの令和3会計年度の貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びに財産目録（以下「計算書類」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類が、全ての重要な点において厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書、関係事業者との取引の状況に関する報告書、純資産変動計算書及び附属明細表である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

強調事項

「重要な会計方針に係る事項の注記」に記載されているとおり、社会医療法人玄州会は、前々会計年度末日の負債総額が200億円未満であることから、退職給付引当金に係る会計処理については、当会計年度末における期末自己都合要支給額に基づき計上するという簡便的な処理を採用している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して計算書類を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続事業を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類の表示及び注記事項が厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。